

別記様式第八の二

河川法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、〇〇^{こう}閘門の通航方法を次のように指定する。ただし、この通航方法の指定は、令和 年 月 日から適用する。

- 一 並進しないこと。
- 二 前に^{こう}閘門内に進入した舟又はいかだと〇〇メートル以上の間隔を保つて進入すること。
- 三 ^{こう}閘門のゲートの開閉が完了した後出入すること。